

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部 企画課	
契約締結年月日	令和8年1月29日	
業 務 名	食料品等物価高騰対策支援事業啓発事務委託業務	
業 務 の 概 要	本業務は食料品等物価高騰対策支援事業を実施するに当たり、全市民に配布するギフトカード型商品券の市内での利用促進、地域経済の活性化を図るため、尾張旭市内の当該カード利用可能店舗の募集及び周知を行い、事業を啓発することを目的とする。	
契約金額(税込)	金1,980,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市商工会	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、尾張旭市食料品等物価高騰対策事業として、ギフトカード型商品券の利用可能店舗を募集し、市民へ速やかに周知するものであり、短期間で市内商工業者を網羅的に把握し、円滑な調整が必要となる。</p> <p>また、業務実施には、市内商工業者の情報把握に加え、事業者との連絡体制及び信頼関係が不可欠である。尾張旭市商工会は市内商工業者の加入率が50%を超え、経営改善普及事業等を通じて事業者と密接な関係を有する唯一の団体であり、商工業者との関係性を持たない事業者が受託する場合には、事業の正確かつ迅速な実施が困難となるおそれがある。</p> <p>以上の理由から、本業務は尾張旭市商工会を契約相手方とすることが最も適切であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部 企画課です。